新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国規制で受験できなかった 介護福祉士国家試験の受験手数料の返還

1 行政相談

自分は、国家資格である介護福祉士を養成する学校で教育指導を行っている。 台湾籍の生徒が2年前に入学したが、入学直後にコロナ禍となり、入学時期が数か 月遅れることとなったため、一旦台湾に帰国した。ところが、再来日しようとしたとこ ろ、ビザが発給されないなどの事情により日本への入国ができなくなった。

厚生労働省では、コロナ禍を受け、介護福祉士の資格取得のための講習についてオンライン受講を認めるなどの対応を行っていたため、本校では、これを活用して 当該生徒に対する授業を進めてきた。

当該生徒は、昨年夏の時点でも依然として入国できていなかったが、2年間の授業を終えるにあたり試験を受験することとし申し込みを行った。しかし、新型コロナ対策に伴う入国規制により、令和4年1月 30 日の筆記試験を受験することができなかった。

受験手数料の返還について、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに確認したところ、「入国ができない」という事由は、受験手数料を返還する特例には該当しないと言われた。

同じ厚生労働省が所管する医療系の国家試験については、日本の入国制限により受験できなかった場合は受験手数料が返還されることを知ったが、今後は、介護福祉士の国家試験についても、入国制限により受験できなかった者に対して受験手数料の返還を認めてほしい。

※ なお、厚生労働省及び公益財団法人社会福祉振興・試験センター(以下「試験センター」という。)では、本事案と同様の相談は受けていないとしている。

2 前回会議での意見に対する厚生労働省の見解

(1) 受験手数料を返還することを認める根拠について

<前回会議での主な意見>

(社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)第40条第3項で準用する法9条2項の規定にかかわらず受験手数料を返還した点について)「この法律の規定に反して返還できる根拠が何なのかという点が、やはり問題になる」、「法令上どのような位置付けになっているかは整理してもらう必要がある」。

<参考>社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)

(受験手数料) ※同法第40条第3項で介護福祉士試験について準用

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しな

ければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

(厚生労働省回答)

- 試験の運営は、納付された受験手数料により成り立っていることから、受験生の 帰責性の有無等により受験手数料を返還する余地を認めると、財政面で試験の安 定的な運営に支障をきたすおそれがあること等から、法第9条第2項の規定が設 けられている。
- 同項では「これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても」と 規定されているが、一度納付したものは一切返還しないということではなく、試験が 実施されるまでの間に、何かしらの理由により「試験を受けられない場合」に受験 手数料を返還すること自体を妨げるものではない。この解釈は変更していない。
- 受験手数料の納付日から試験が実施されるまでの間に一定の要件に該当する場合は、試験実施主体が受験手数料を返還する取扱いとしているが、第9条第2項の規定の趣旨を没却しないよう限定的な運用としている。
- 今般のコロナ特例は、新型コロナの感染拡大を防ぐという目的のため、政府全体で新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき様々な対策に取り組んでいるところ、感染者等の受験により感染拡大を防止する上で必要な対策であり、この一定の要件に該当するものと判断したものである。

(2) 令和3年度(第34回)試験でのコロナ特例対象者の想定について

<前回会議での主な意見>

- ・ 受験手数料の返還対象者の4条件の③に「海外から入国し・・・」とあることについて、「介護福祉士国家試験では、・・・(中略)・・・試験日の直前に日本に入国する方は制度上、想定していない」との厚生労働省との説明と矛盾する。
- ・「今回のケースについても、厚生労働省の担当者の方が想定していれば入れ込めたわけですから、非常にレアケースかもしれないけど、想定していなかったことをないからということで駄目になるのか、特例に向けた考え方、趣旨を広げていけば今回のケースも救うべきということになるのか、そういう可能性もある気もします。」

(厚生労働省回答)

○ 条件③の「海外から入国・・・」した者としては、海外から帰国する日本人、在留資格を有し所定の手続のもと再入国が可能であった一時帰国を行っていた留学生を想定しており、水際対策により入国することができない新規入国者は想定していない。

- 本件学生が在留(留学)資格を取得していれば、所定の手続を踏めば再入国は可能だったはずで、「ビザが発給されないなどの事情」については当省でも事前に把握することはできず、このような場合についてまで受験手数料の返還対象として想定することは困難であった。また、今回のケースは、試験開始前に試験センターに対し、水際対策により入国できず受験できない旨の相談も受験生あるいは養成施設関係者からあったわけではなく、試験センターからの受験票の発送も国内であることから、今回のケースについて試験の実施主体側が予測することは困難であった。
 今回のコロナ特例の対象は、帰国した日本人、あるいは再入国許可をあらかじめ取得し海外から帰国した外国人であって水際対策による隔離等で受験できなかって
- 今回のコロナ特例の対象は、帰国した日本人、あるいは再入国許可をあらかじめ 取得し海外から帰国した外国人であって水際対策による隔離等で受験できなかっ た者であり、今回のケース(新規入国の場合にせよ、再入国手続を何らかの事情で 行えなかった場合にせよ)、今回の特例の対象として受験手数料の返還対象として 処理することは困難である。

(3) 今後の試験で、本件相談のようなケースが生じた場合の対応について

<前回会議での主な意見>

「今後についての整理はもちろんのことであります(以下略)」

(厚生労働省回答)

- 今回の相談事案や医療関係職種における取扱いについても考慮し、「日本国 政府の入国制限により試験場に行くことができず、受験を断念した者」についても、 今般のコロナ特例と同様に、受験手数料返還の対象として取り扱う方向で次の措 置を検討している。
 - ・ 12 月上旬に試験センターから発送する受験票に、受験できない方等を記載 し周知。試験センターホームページ及び全国の養成施設に周知(都道府県や 地方厚生局経由)

(想定される対象)

- ① 再入国の際に、在留資格認定証明書の有効期限が切れたため、再申請·交付が必要となり、手続に時間を要することとなった外国人
- ② 何らかの理由で海外に渡航し、日本へ帰国する際に、陰性証明書の不所持又は不備等により入国に時間を要することなった日本人又は外国人
- ③ 受験のために新規入国しようとする外国人

(4) 本件相談への対応について

<前回会議での主な意見>

「国なり試験機関サイドでそのような措置を採った結果、受験できなかったとい」

うようなケースについても返還しないというふうに読むのか」

・「今回のこのケースについても、ある意味で厚生労働省の担当者の方が想定していれば入れ込めたわけですから、・・・(中略)・・・想定していなかったことをないからということで駄目になるのか」

(厚生労働省回答)

○ 令和 2・3 年度(第 33・34 回)試験では、一定の要件に該当するものとして取り扱っていないことから返還することは困難である。仮に、本ケースについて、前述(3)で述べる次回(第 35 回)実施試験以降の新たな要件(「日本国政府の入国制限により試験場に行くことができず受験を断念した者」)を遡って適用するとした場合には、該当者を特定するため、公平性の観点から、コロナ特例により返還を行った過去 2回の全未受験者(※1)に対して改めて周知し、本人から申請させる必要があり、試験センターにおいて多大な周知・申請事務作業が発生することになる(※2、3)。

なお、外国人に限らず、日本人であっても、例えば日本へ帰国する際に陰性証明 書の不所持等の手続不備等により入国に時間を要し受験を断念した者といったケースも想定されるため、周知対象を外国人に限定することはできない。

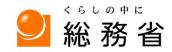
- (※1) 介護福祉士と社会福祉士試験分、合わせて約3万4千人
- (※2) 全未受験者への周知方法としては、郵送等により個別に周知することを想定している。試験センターホームページにて周知を図った場合、入国制限により受験を断念した者のみならず、他の理由により返還を求める者や、令和2年度以前の未受験者に係る返還要望も一定想定され、問い合わせ対応も増大となることを懸念している。また、本ケースと同様の介護福祉士養成施設で修学したことにより受験資格を得る者は、受験者全体の1割程度であり、介護福祉士養成施設への周知だけでは不十分であると考えている。
- (※3) 業務量や財政負担軽減のために該当者の受験手数料を次回試験において 免除することについては、仮に次回試験において支払免除としても上記のとお り未受験者全員への周知は必要であり、翌年度試験までの受験生の管理(書 類や情報管理)も必要になるため、業務量、財政負担は更に増えると考える。

3 論点

○ 2(4)本件相談への対応について、新たな要件(「日本国政府の入国制限により 試験場に行くことができず受験を断念した者」)を遡って適用することは困難であると の厚生労働省の説明は、合理的なものか。

く参考>

- ◇ 受験手数料の返還の対象者等(令和3年度(第34回)試験)
- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方
- ② 保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、健康観察や外出自粛等の解除が認められていない方
- ③ 海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方
- ④ 試験当日、発熱(37.5 度以上)や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方







令和 4 年●月●日 総務省行政評価局

全国通訳案内士の登録等における旧姓併記の円滑な運用について ~行政苦情救済推進会議の審議結果を踏まえた改善~

総務省行政評価局は、以下の行政相談を受けて、全国通訳案内士が業務で旧姓を使用する際の環境整備等の観点から、行政苦情救済推進会議で審議しました。

同会議の審議結果を踏まえ、観光庁は、全国通訳案内士の業務において、希望者がより旧 姓を使用しやすくするための対応を行いました。

1 行政相談の要旨

国家資格「全国通訳案内士」試験に合格したので、都道府県の窓口で登録申請を行うにあたり、旧姓での登録を希望したが、受理してもらえなかった。

観光庁に申し出たが、登録する氏名については、現行の姓名で登録する必要があり、 希望する者は、括弧書きで旧姓を併記することは可能であるが、旧姓のみの登録は認め られないとの説明だった。

しかし、全国通訳案内士は、業務を行う前に案内を受ける者に登録証を提示することとされており、登録証に旧姓が併記されていると、顧客や取引先において混乱が生じるおそれがある。また、婚姻の有無という不要な個人情報をさらすことにもなる。

全国通訳案内士の業務において、旧姓が使用できるようにしてほしい。また、登録証 に記載する氏名と、通訳案内士登録情報検索サービスにおいて公開される氏名について、 旧姓のみで記載できるようにしてほしい。

○ 審議結果について

⇒ 2ページへ

旧姓を使いやすくならないかな?

○ 制度の概要について

⇒ 3ページへ

議事概要について

⇒ こちらへ

URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/giji.html

2 行政苦情救済推進会議の審議結果

♀ 分かったこと

- 全国通訳案内士の業界団体や、旧姓併記で登録している全国通訳案内士の意見を 聴取したところ、
- ✓ 業務を行う上で旧姓を使用することは可能である。
- ✓ 登録証が旧姓併記となっていることで、各種の事務手続を行う際に、現行の姓名との一致が証明できるといったことから、登録証の氏名の記載は現行の旧姓併記が便利であるとの意見が聞かれた。
- 全国通訳案内士の登録数が多い都道府県における登録時の旧姓併記への対応状況 について調査したところ、
- ✓ 旧姓併記での登録が可能であることを把握していなかった都道府県があった。
- ✓ 通訳案内士登録情報検索サービス上に氏名が旧姓併記で入力されている場合、 各都道府県において入力方法が異なっていた。都道府県等が検索する場合に旧姓の 入力方法によっては、検索してもヒットしない可能性がある。

♀会議の意見

✓ 希望者が旧姓で仕事ができるようにするためは、旧姓併記での登録が可能である ことが認知されるよう、周知徹底を図ることが重要ではないか。

⇒ 観光庁の対応①へ

- ✓ 入力方法が統一化されていることが希望者の便宜になるのではないか。そうすれば、検索の仕方でヒットしないことも解消するのではないか。
 - ⇒ 観光庁の対応②へ

3 観光庁の対応

行政苦情救済推進会議の審議結果を踏まえ、観光庁は以下のとおり対応しました。

分 对応①

登録事務を担う都道府県に対し、旧姓の使用を希望する者は旧姓併記での登録が可能であることを周知徹底。

♀ 対応②

通訳案内士登録情報検索サービスについて、氏名の入力方法を統一し、入力事務を 行う都道府県に周知徹底。

(統一前) 戸籍上の姓(旧姓)+名 など 例)行政(相談)花子 など

(統一後) 戸籍上の姓+名(旧姓+名) 例)行政 花子(相談 花子)

制度の概要



<全国通訳案内士>

通訳案内士法(昭和 24 年法律第 210 号)に基づき、「報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。)を業とする。」とされており、高度な外国語能力や日本全国の歴史・地理・文化等の観光に関する質の高い知識を有する者として国家試験に合格し、「全国通訳案内士」として、居住する都道府県知事の登録を受けた者。

<全国通訳案内士の登録>

都道府県が備える全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所等の事項の登録を受けなければならないとされており(法第18条、第19条)、登録を受けた者に交付される全国通訳案内士登録証には、当該登録簿に登録された事項が記載される(法第22条)。

登録する氏名は、本人確認のため、現行の姓名である必要がある。一方、運用において、 旧姓の使用を希望する者には、登録する氏名に括弧書きで旧姓を併記することが認められ ている。

<通訳案内士登録情報検索サービス>

観光庁が運営する、インターネット上の情報提供サービス (平成 30 年 1 月本格稼働)。 このサービスでは、通訳案内士は、希望すれば、旅行会社等(観光庁から閲覧の承認をうけた者)に対して、自己 PR や得意分野等の情報発信が可能になるとともに、旅行会社等においても、全国の通訳案内士の検索が可能となる。

(本件に関する連絡先)

総務省 行政評価局 行政相談管理官室

電 話:03-5253-5111(代表)